



弁護士

角野 佑子
(つの・ゆうこ)

〈出身大学〉
関西学院大学法学部
関西学院大学法科大学院

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
愛知県弁護士会登録
2009年8月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務
知的財産法務

～商標審査基準が改訂されました～

弁護士 角野 佑子

1 改訂ポイント

今回の改訂においては、新しいタイプの商標登録が可能となった平成26年の際の改訂ほど大きな改訂ではありませんが、商標の不登録事由(商標法第4条)を中心に、

- ① 商標法第4条第1項第11号の外観及び觀念についての基準及び例示を明記
- ② 同号における出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱いを規定
- ③ 第4条第1項各号における類否の判断において立法趣旨を考慮した判断ができるよう全体的な見直し

が行われています。改訂ポイントは以下の通りで、平成29年4月1日以降の審査に適用されています。

- (1) 公益的な機関等(商標法第4条第1項第1号から第5号)、登録品種(商標法第4条第1項第14号)、おどろ酒等の産地(商標法第4条第1項第17号)について、対象となる標章の例示、類否判断基準を追加・修正、法文上の語句についての解釈を明記。
- (2) 公序良俗違反について、裁判例を参考に、本号に該当する場合についての類型及び該当例を明記(商標法第4条第1項第7号)。
- (3) 他人の氏名又は名称等について、裁判例を参考に、本号に該当する「他人」の範囲、著名性の判断基準等を明記(商標法第4条第1項第8号)。
- (4) 類否判断(外観・称呼・觀念の類否、商品・役務の類否、結合商標の類否、取引の実情の考慮)について、基本的な考え方を記載し、外観・称呼・觀念の各要素の判断基準を明確にすると共に、例示の追加、見直し。
また、出願人と引用商標権者に支配関係があり、かつ、引用商標権者が出願に係る商標が登録を受けることについて了承している場合は、本号に該当しない取扱いを明記(商標法第4条第1項第11号)。
- (5) 人の周知商標(商標法第4条第1項第10号)、商品又は役務の出所の混同(商標法第4条第1項第15号)、他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標(商標法第4条第1項第19号)について、基準の趣旨を明確にするなど構成面からの見直し。
- (6) 商標権管理の利便性向上のため、同一人が同一の商標について出願した場合に、当該出願の指定商品又は指定役務全てが、先願(又は先登録)に係る指定商品又は指定役務と同一の出願をした場合に限り、「商標法第3条の趣旨に反する」との拒絶の理由を通知する取扱いを明記。

2 類否判断

今回の改訂では、これまで蓄積されてきた裁判例をもとに商標登録基準が具体化されています。商標登録時の商標類否判断と侵害時の類否判断は時点が異なりますので、登録時の類否判断と侵害時の類否判断が全く同じ判断になるというわけではありませんが、審査基準記載の内容は、侵害時の類否判断の参考になりますので、ご紹介させていただきます。

基本的に類否判断においては、「商標の類否は、出願商標及び引用商標がその外観、称呼又は觀念等によって需要者に与える印象、記

憶、連想等を総合して全体的に観察し、出願商標を指定商品又は指定役務に使用した場合に引用商標と出所混同のおそれがあるか否かにより判断し、その際、指定商品又は指定役務における一般的・恒常的な取引の実情を考慮する」とされています。3以下において、審査基準に記載されている具体例のうち、外観と觀念に関する類否判断の例の一部を見てみたいと思います。

3 外観の類否について

(1) 外観とは、「商標に接する需要者が、視覚を通じて認識する外形」のことです。類否の判断にあたっては、商標に接する需要者が視覚を通じて認識する外観の全体的印象がまぎらわしいか否かを考察することになりますので、各商標における共通点・差異を検討し、商標の全体的印象を検討することになります。

(2) 審査基準における例をあげます。

① 外観については類似する場合

「Japax」と「JapaX」

→両者は、語尾の「X」の大文字と小文字の差異を有するが、その差はわずかであることから、外観上全体として近似した印象を与える。

② 外観については類似しない場合



→両者は、欧文字の「E」と「F」を組み合わせてなるが、「+」の記号の有無、書体の違い、色の違いから外観上全体として異なる印象を与える。

4 觀念の類否について

(1) 商標の觀念の類否判断にあたっては、「商標構成中の文字や図形等から、需要者が想起する意味又は意味合いが、お互いにおおむね同一であるか否かを考察する」とされています。

(2) 審査基準における例をあげます。

① 「でんでんむし物語」と「かたつむり物語」
一般的に「でんでんむし」と「かたつむり」は、いずれも同じ意味であると理解されているため、觀念は類似。

② 「EARTH」と「terre」(いずれも指定商品テレビ)

前者は英語で地球、後者はフランス語で地球という意味であるが、日本における需要者の外国語理解度からすると、「terre」からは地球の觀念は生じず、觀念は異なる。

但し、商品名等にフランス語が一般に採択されている商品等の分野においては、当該觀念が生じる場合があるとされており、指定商品・役務における需要者との関係において判断が必要となります。

觀念の類否にあたっては、文字の場合には、広辞苑等で当該商標の意味がどのように定義されているかだけでなく、当該商標における商品等の分野における需要者の通常有する注意力を検討することになります。

1 商標審査基準改訂13版(特許庁)